

令和6年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第58号 三重県人権施策基本方針の変更について・・・・・・・・・・ 1

◎ 所管事項説明

- 1 「三重県文化振興計画（仮称）」最終案について・・・・・・・・・・ 4
2 「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」最終案について・・・ 8
3 「三重県多文化共生推進計画」最終案について・・・・・・・・・・ 12
4 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」
最終案について・・・・・・・・・・ 14
5 「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」最終案について・・・・・・・・ 16
6 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」最終案について・・・・・・・・ 18
7 各種審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・ 22

別冊1 三重県文化振興計画（仮称）（最終案）

別冊2 第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）

別冊3 三重県多文化共生推進計画（最終案）

別冊4 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）
（最終案）

別冊5 三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）（最終案）

別冊6 伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（最終案）

令和6年3月8日

環境生活部

1 議案第 58 号 三重県人権施策基本方針の変更について

1 変更の趣旨

平成 11 年 3 月に策定（平成 27 年 12 月変更）した「三重県人権施策基本方針」の変更について、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」第 11 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、議決を得ようとするものです。

2 変更の概要

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」で新たに規定された基本理念や人権をめぐる社会状況の変化等に対応するため、三重県人権施策審議会やパブリックコメントなどの意見をふまえ、変更するものです。

（1）条例への対応

- ・ 条例に規定された新たな基本理念と禁止規定をふまえ、「多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」及び「差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現」を「基本理念」としました。
- ・ 条例に規定する「県の責務」「県民の責務」「事業者の責務」をふまえ、県が取り組むべきこと、県民、事業者が取り組むこととあわせて、県民、事業者、NPO等の団体との協働によって人権尊重のまちづくりを進めることを「基本姿勢」としました。
- ・ 条例で新たに規定された紛争解決体制について明記しました。

（2）社会状況の変化等への対応

- ・ 性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合う社会の推進のため、「性的指向・性自認」を課題別施策の独立した施策としました。
- ・ 「ひきこもり」は、誰にでも起こりうるもので、全ての世代に関わる社会課題となっており、誤解や偏見も根強いことから、課題別施策に新たな施策として追加しました。

3 基本方針の概要

三重県人権施策基本方針（第三次改定）の概要は、別紙のとおりです。

「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の概要

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に新たに規定された基本理念や紛争解決体制を明記するとともに、2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や2015(平成27)年12月の第二次改定以降に明確になった課題などをふまえて見直しました。

2 めざす社会

「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現

3 基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念とする。

- (1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現
- (2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

4 人権尊重のための基本姿勢

(1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割

行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす。

(2) 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり

県民、事業者、NPOなどが相互に連携を図り、「人権が尊重されるまちづくり」の取組を展開する。

第2章 人権施策の推進

1 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発

あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う。

(2) 人権教育

人権尊重の意識や行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する。

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が実施できるよう体制の充実を図る。

(2) 紛争解決に向けた取組の充実

差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に実施し、問題解決を図る。

3 課題別施策の推進

○部落差別（同和問題）

県民一人ひとりが自らの課題として受け止め、実際の行動に結び付くよう教育・啓発活動を推進する。

○子ども

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する。

○女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める。

○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める。

○高齢者

虐待や認知症に関する知識の周知により、高齢者の尊厳確保等を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進する。

○外国人

行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組む。

○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する。

○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する。

○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する。

○性的指向・性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る。

○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ（訪問型）支援の充実に取り組む。

○あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動を推進し、相談体制の充実や紛争解決を図る。

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む。

2 人権施策の推進体制と仕組み

(1) 国・都道府県・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む。

(2) 具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる。

1 「三重県文化振興計画（仮称）」最終案について

1 検討状況

「三重県文化振興計画（仮称）」については、三重県文化審議会をはじめ、環境生活農林水産常任委員会、パブリックコメント及び市町等からのご意見をふまえ、計画の最終案をとりまとめ、令和6年2月22日（木）開催の第3回三重県文化審議会にて審議を行い、了承されたところです。

2 第2回三重県文化審議会での意見、パブリックコメント等の状況

（1）第2回三重県文化審議会での意見

- ・ 寄せられた意見数：26件
うち「反映する」とした意見数：12件

（2）パブリックコメント

- ・ 実施期間：令和5年12月14日（木）～令和6年1月12日（金）（30日間）
- ・ 寄せられた意見数：7件（2名）
うち「反映する」とした意見数：2件

（3）市町、県域文化団体、関係公益法人への意見照会

- ・ 実施期間：令和5年12月14日（木）～令和6年1月12日（金）（30日間）
- ・ 寄せられた意見数：市町7件（3団体）、関係公益法人5件（3団体）
うち「反映する」とした意見数：7件

3 最終案の内容（概要は「別紙」のとおり、詳細は「別冊1」のとおり）

（1）計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

（2）構成

- 第1章 はじめに
計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、対象とする文化の範囲
- 第2章 計画の背景
文化を取り巻く状況、「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題、「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果
- 第3章 計画の基本目標と基本方針
取り組むべき課題、基本目標、4つの基本方針、3つの重点施策
- 第4章 施策の展開
 - 基本方針1 環境をつくる
 - 基本方針2 人を育てる
 - 基本方針3 歴史をつなぐ
 - 基本方針4 文化を生かす

○第5章 計画の推進と進行管理

各主体に期待される役割、県の責務、県と市町との連携、県の推進体制、進行管理、成果指標

(3) 素案からの主な変更点

意見の概要	意見に対する考え方
何のために計画を作るのか、という目的をもっと明確に出してほしい。	「第1章 はじめに」の「1 計画策定の趣旨」において、計画策定の目的に関する記述を追記しました。(最終案 P1)
文化の取り組みは、持続可能な社会の実現に向けての取り組みであると考えられることから、SDGsの視点を記載してはどうか。	「第2章 計画の背景」において、SDGsに関する記述を追記しました。(最終案 P4)
重点施策がなぜこの3つなのか、明確にすべきではないか。	「第3章 計画の基本目標と基本方針」の「4 3つの重点施策」において、重点施策に位置づけた理由を追記したほか、イメージ図を追加しました。(最終案 P20、21)
文化団体等に対して助言などを行うアーツカウンシルの設置を視野に入れて取り組むべきではないか。	「基本施策(5) 文化活動への支援」において、アーツカウンシルの必要性など、文化団体等の活動への新たな支援のあり方を検討する旨を記載しました。(最終案 P31)
進行管理に関するスケジュールをもう少し明確にしてほしい。	「第5章 計画の推進と進行管理」の「5 進行管理」において、年間スケジュールを追記しました。(最終案 P45)
現状値と目標値の根拠を注釈で示してはどうか。	「第5章 計画の推進と進行管理」の「6 成果指標」に注釈を追記しました。(最終案 P46)
それぞれの施策について、誰がその施策を実行するのかを明確にする必要があるのではないか。	「基本施策」の「主な取組」に担当部局を記載しました。(最終案 P24 ほか)

(4) その他のご意見

- ・ 子どもたちの豊かな感性や創造性を育む取組を大事にしてほしい。
- ・ 計画の実施のためには十分な予算が必要であり、引き続きその確保に取り組んでもらいたい。
- ・ 県民の皆さんの鑑賞機会等の充実のためには、アウトリーチの取組が重要になると思う。
- ・ 文化活動について情報交換ができる、文化団体等のネットワークが必要である。

4 今後の方針

三重県文化審議会からの知事への答申、教育委員会への意見照会を経て、「三重県文化振興計画(仮称)」を策定・公表し、計画に基づき、市町、関係機関、文化団体等と連携し、本県の文化振興に係る施策の推進に取り組めます。

「三重県文化振興計画（仮称）」最終案の概要

1 はじめに (P1、2)

計画策定の趣旨・位置づけ

▶ 社会情勢や国の動向等を踏まえ、「三重県文化振興条例」第9条に規定する「文化の振興等に関する基本的な計画」として策定（また、「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づける）

計画期間 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

対象とする文化の範囲 「文化芸術基本法」、「三重県文化振興条例」の規定を踏まえた分野（芸術／芸能／生活文化／国民娯楽／文化財等／伝統芸能等／伝統工芸）

2 計画の背景 (P3～15)

文化を取り巻く状況

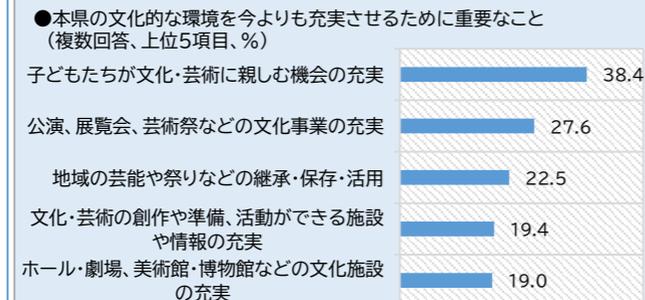
- ▶ **社会情勢**
- ・人口減少と少子高齢化の進行
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・デジタル技術の進展
 - ・外国人旅行者の増加
 - ・大規模災害のリスクの高まり
 - ・SDGsへの貢献
- ▶ **国の動向**
- ・「文化芸術基本法」の改正
 - ・「障害者による文化芸術の推進に関する法律」の制定
 - ・「文化財保護法」の改正
 - ・「文化観光推進法」の制定
 - ・「博物館法」の改正
 - ・「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

- ▶ **施策の方向性1 人材の育成**
【課題】 コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減 など
- ▶ **施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用**
【課題】 文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援 など
- ▶ **施策の方向性3 新たな価値の創出**
【課題】 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進 など
- ▶ **施策の方向性4 情報の受発信**
【課題】 地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信 など
- ▶ **施策の方向性5 文化拠点機能の強化**
【課題】 コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実 など

「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果

- ▶ 県民の皆さん5,000人（※実質配布数4,963）を対象にアンケート調査を実施
（調査期間：R5.10.13-27、回収数：2,427、回収率：48.9%）



3 計画の基本目標と基本方針 (P16～23)

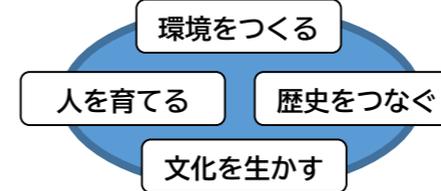
基本目標

文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

取り組むべき課題

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

4つの基本方針



3つの重点施策

- ▶ **重点施策1** 県民の文化に対する関心及び理解の醸成
- ▶ **重点施策2** 子どもたちの文化活動の充実
- ▶ **重点施策3** 文化と観光等との連携

4 施策の展開 (P24～43)

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちの郷土教育 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進

5 計画の推進と進行管理 (P44～46)

各主体に期待される役割／
県の責務・推進体制等

- ▶ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等がそれぞれの立場に応じて連携・協働
- ▶ 県は、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ▶ 県は、県庁内における横断的な連携体制の構築
- ▶ 県と市町は、効果的な連携を実現するための仕組みを構築

進行管理

- ▶ 指標と数値目標を設定し、毎年度事業成果の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理を実施
- ▶ 有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置

成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数	98.2万人	140万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数	27,014人	33,500人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数	1,104人	1,950人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	79件	92件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数	—	5件 (累計件数)

2 「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」最終案について

1 検討状況

「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の改定に向けて、パブリックコメントを実施し、県民からの意見を公募するとともに、県内市町及び関係団体に意見照会を行い、環境生活農林水産常任委員会をはじめ、パブリックコメント等でいただいたご意見をふまえ、令和5年12月20日開催の第3回三重県人権施策審議会にて審議を行い、最終案を取りまとめました。

なお、その概要については「別紙」のとおり、詳細については「別冊2」のとおりです。

2 パブリックコメントへの対応状況

パブリックコメントを令和5年10月13日から令和5年11月13日までの間に実施し、17人から計32件の意見をいただきました。その対応については、以下のとおりです。

(1) 対応状況

対応区分	内 容	件数
①	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	27
②	意見や提案内容が既に反映されているもの	4
③	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	1
④	反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0
⑤	その他（①～④に該当しないもの）	0

(2) 主なご意見と対応状況

番号	最終案該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	項目	頁			
1	【102】 人権教育	6	外国人の人権問題は深刻な状況にあるにもかかわらず、人権学習は遅れている。外国人の人権に関する研修の充実を明記すべきである。	①	【306】「外国人」 3 取組方向 (1) ①「多文化共生への環境づくり」において、研修会等の開催の旨を追記します。
2	【202】 紛争解決に向けた取組の充実	16	DVは、夫から妻に対するものだけでなく、妻から夫への暴力や同性同士のパートナー間でも起こる可能性がある視点を入れた表記にすべきである。	①	「配偶者や恋人など、親密な間柄にある、またはあった者」と表現を修正します。
3	【302】 子ども 3 取組方向 (2) 子どもの健やかな成長のための環境づくり	21	相談窓口は、保護者だけでなく、子どもも相談できるなど、子どもが主体となった視点が必要ではないか。	①	3 取組方向 (2) ①「子育てを支える施策の推進」から「子どもの育ちを支えるための施策の促進」に修正するとともに、子ども自らが悩みなどを相談できる旨を追記します。

4	<p>【306】 外国人 3 取組方向 (3)外国人の 権利擁護と社 会参画の促進</p>	37	<p>「県立高校入試における外国人生徒に対する合理的配慮措置を設定するよう具体的に検討します。」と加筆すべきである。</p>	②	<p>「海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜」における外国人生徒の受検者に対しては、特別措置を既に実施していることから、引き続き、合理的配慮措置を実施していく旨、追記します。</p>
5	<p>【310】 性的指向・性 自認 3 取組方向 (3)性の多様 性に関する啓 発・教育の推 進</p>	49	<p>学校教育では、性の多様性に関する啓発や教育の推進が重要である。性の多様性の教育を推進するためには、学校の環境整備も必要であり、公共施設・学校施設等における性の多様性に対応するための環境整備についての記載を求める。</p>	①	<p>(3)「性の多様性に関する啓発・教育の推進」において、環境づくりについて啓発する旨を記載するとともに、誰もが利用しやすい施設となるよう学校施設の整備を図る旨、追記します。</p>

3 今後の方針

「三重県人権施策基本方針」及び「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現をめざし、市町、NPO、関係団体等の様々な団体と連携し、人権施策を推進します。

「第五次 人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要

第1章 基本的な考え方

1 行動プラン策定の経緯

2022(令和4)年5月に制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」に基づいて、行動プランを策定

2 計画の期間

2024(令和6)年度～2027(令和9)年度までの4か年

第2章 人権施策の推進

I 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 事業者等への啓発活動の推進
- 4 啓発活動を担う人材の養成

(2) 人権教育

- 1 就学前における豊かな人間性の育成
- 2 学校教育における人権教育の推進
- 3 社会教育における人権教育の推進
- 4 事業者・民間団体における人権教育の推進
- 5 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

II 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談体制の強化
- 3 相談機関等相互の協働・連携の強化

(2) 紛争解決に向けた取組の充実

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 紛争解決体制の適切な運営
- 3 人権侵害への対応に関する啓発と広報

III 課題別施策の推進 ※次項に記載

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの課題と認識
- ・対話による相互理解と相談者への寄り添った対応

2 県民、事業者等と協働したまちづくり

- ・多様な主体による人権尊重のまちづくり
- ・SDGsの理念をふまえた人権施策の推進
- ・ビジネスと人権の認識を深めた事業活動の促進

3 計画の推進と進捗管理

- (1) 推進体制
 - ①県組織における推進体制
 - ②「三重県人権・同和行政連絡協議会」や「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携体制
- (2) 進捗管理

年次報告としてとりまとめ県議会に報告し、ホームページ等において公表

第2章 人権施策の推進

Ⅲ 課題別施策の推進【取組方向】

部落差別(同和問題)

- 1 部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進
- 2 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- 3 部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 4 部落差別の解消に向けた人権擁護の推進
- 5 インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応

子ども

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 子どもの健やかな成長のための環境づくり
- 3 児童虐待防止と啓発活動の充実
- 4 いじめ防止対策の推進

女性

- 1 男女共同参画を推進するための基盤の整備
- 2 働く場におけるジェンダー平等が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 3 暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援

障がい者

- 1 障がい者の権利擁護の推進
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 3 障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり
- 4 精神障がい者の地域生活の支援
- 5 特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障

高齢者

- 1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流
- 2 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

外国人

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

患者等

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 患者への支援体制の充実

犯罪被害者等

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の権利問題についての幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

インターネットによる人権侵害

- 1 インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進
- 2 インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進
- 3 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

性的指向・性自認

- 1 L G B T Q等の当事者支援等の推進
- 2 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備
- 3 性の多様性に関する啓発・教育の推進

ひきこもり

- 1 ひきこもりに関する情報発信・普及啓発
- 2 当事者や家族に寄り添った支援の充実
- 3 社会参加と多様な担い手の育成・確保

あらゆる人権課題の解消に向けて(アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

- 1 あらゆる人権課題の現状把握
- 2 あらゆる人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進

3 「三重県多文化共生推進計画」最終案について

1 検討状況

「三重県多文化共生推進計画」については、環境生活農林水産常任委員会をはじめ、パブリックコメント（令和5年12月15日～令和6年1月15日）や、三重県多文化共生推進会議等の有識者会議において、様々なご意見をいただき、これらのご意見もふまえ、最終案を取りまとめました（パブリックコメントについては13件のご意見をいただき、本計画に4件を反映しました。）。

なお、最終案は「別冊3」のとおりです。

2 中間案からの主な変更点

中間案からの主な変更点は以下のとおりです。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
IV 2 (1) ①（最終案P24） 計画において、外国人差別やヘイトスピーチの位置づけが弱い。	外国人の人権やヘイトスピーチの解消に関する研修会等の実施について、主な取組に追記しました。
IV 2 (2) ④（最終案P27） IV 2 (3) ② ア（最終案P30） 外国人に係る幼稚園・保育所と小学校の連携にどのように取り組むのか。	市町における就学前支援教室（プレスクール）や外国につながる子どもの就学時の情報交換等、幼稚園、保育所、小学校等における連携に関する取組の支援について、主な取組に追記しました。
IV 2 (2) ④（最終案P27） 日本語教育の推進について、夜間中学の対応はどうか。	令和7年度設置予定の県立夜間中学における、義務教育を修了していない外国人住民への就学機会の提供について、主な取組に追記しました。
IV 2 (2) ④（最終案P27） 外国につながる子どもの就学の機会の確保等について、「県立高校」への支援が記述されているが、「県立学校（特別支援学校・夜間中学（2025.4開校予定）」も併記するべきである。	県立夜間中学における「就職実現コーディネーター」、県立特別支援学校における「キャリア教育サポーター」の記述を、主な取組に追記しました。
IV 2 (3) ②イ（最終案P31） 学校教育における、巡回相談員の派遣やJSLカリキュラムを活用した授業を充実するため、人員確保や研修等が必要である。また、日本語指導に係る予算の拡充について、明記するべきと考える。	教員について、国の制度を活用した教員の配置及び県単独の非常勤講師等の配置の記述を、主な取組に追記しました。
IV 3 (3)（最終案P37） 外国人住民にとって暮らしやすいかどうかは、外国人住民に直接意見を聞くことが必要ではないか。定量的にどのように判断するのか。	「多文化共生の意識定着と参画促進」の指標に、外国人住民を対象とした意識調査による項目を追加しました。

3 数値目標について

指標と数値目標については、以下のとおりです。

目標	指標	現状値 令和4 (2022)年度	目標値 令和8 (2026)年度
多文化共生の意識 定着と参画促進	日本人と外国人が、互いの文化的差異を認め 合い、地域社会の一員として共に生きていく 共生社会について、望ましいと思う県民の割 合【県民対象】	— ※1	50.0%
	外国人と日本人が、文化の違いを認め合い、 地域社会の一員として共に暮らせる社会にな っていると感じる外国人住民の割合【外国人 住民対象】	—	40.0%
	市町における多文化共生に関する指針等の策 定状況（累計）	6市町	15市町
外国人住民の安 全・安心な生活環 境づくり	「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」の相談対応における連携機関数(累計)	42機関	50機関
	市町と連携した避難所における外国人避難者 の受入訓練の実施（累計）	3市町	6市町
外国人住民への日 本語教育の推進	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体 数（累計）	62団体	137団体
	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々 の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に 行っている学校の割合	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※1 令和5年に、公益財団法人日本国際交流センターが全国で行った「在留外国人に関する意識調査」において、在留外国人が増えることについての肯定的な意見が43%であった。

4 今後の方針

「三重県多文化共生推進計画」に基づき、外国人住民と日本人住民が、お互いの文化的差異を認め合い、対等な関係のもとで共に暮らせる社会の実現をめざし、市町、外国人支援団体、企業など様々な主体と連携し、多文化共生施策を推進します。

4 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」最終案について

1 検討状況

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」の改定に向けて、令和5年12月15日から令和6年1月15日までの間、パブリックコメントを実施したところ、意見はありませんでした。

学識経験者や防犯ボランティアなどの有識者、関係機関等の多様な主体で構成する「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」や関係部局、市町等に意見照会を行い、最終案をとりまとめました。

2 「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」最終案の概要

概要は「別紙」のとおり、詳細については「別冊4」のとおりです。

（計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間）

3 今後の方針

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）」に基づき、市町や関係機関等と連携し、安全で安心なまちづくりの更なる推進に向け取り組んでまいります。

安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム（第3弾）最終案の概要

別紙

改定の基本的な考え方

- 現プログラムにおける「めざす姿」及び「基本方針」は次期プログラムでも継続
- 残された課題や目標の達成状況、直近の犯罪情勢、県民意識の変化、関係団体の意見等をふまえ、個別の取組内容（アクション）や進捗を測る活動指標を新たに設定
- 直近の犯罪情勢・交通安全情勢をふまえ、時勢に応じたプログラムの内容とする

計画の期間

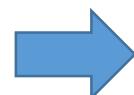
令和6年度～令和8年度（3か年）

改定のポイント

- 残された課題や目標の達成状況、直近の犯罪情勢、県民意識の変化、関係団体の意見等をふまえ、県民や事業者の皆さんに**期待する新たなアクションの例**を記載

〈課題や直近の犯罪情勢の例〉

- 「闇バイト」強盗と呼ばれる突発的な犯罪が発生
- 防犯等ボランティア団体は「高齢化」や「担い手不足」が依然として課題
- 高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺が増加



〈新たなアクションの例〉

- SNSの投稿で個人が特定され、「闇バイト強盗」の被害に遭うこともあるので、SNS等で個人情報を無闇に発信しないようにしましょう。
- 「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」に登録し、地域に活動をアピールしましょう。
- 高齢の身内の方と架空料金請求詐欺や還付金詐欺等の実際の手口について話し、特殊詐欺の被害から守りましょう。

- 「意識づくり」、「地域づくり」及び「環境づくり」の観点から注力する方向性毎に「防犯」と「交通安全」に係る**新たな活動指標を設定**

注力する方向性	意識づくり		地域づくり		環境づくり	
	あらゆる広報媒体を活用した防犯・交通安全に係る情報発信件数	地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合	安全・安心まちづくり地域リーダーの配置市町数	安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者数	防犯機能付き電話機器斡旋件数	通学路の安全対策が実施された箇所割合
活動指標						
現状値	118件	14.0%	17市町	386事業者	662件	97.0%
目標値	毎年度 150件以上	37.5%	29市町	720事業者	1,000件	100%

5 「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」最終案について

1 検討状況

「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」の改定に向けて、令和5年12月15日から令和6年1月15日までの間、パブリックコメントを実施したところ、意見はありませんでした。

また、学識経験者、関係機関、自助グループ等の多様な主体で構成する「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」や関係部局、市町等に意見照会を行い、最終案としてとりまとめました。

2 「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」最終案の概要

概要は「別紙」のとおり、詳細については「別冊5」のとおりです。

（計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間）

3 今後の方針

「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」に基づき、市町、関係機関、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等支援施策の更なる推進に向け取り組んでまいります。

計画の趣旨

犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が受けた被害の早期回復・軽減、生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するために定めた「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

- 平成31年4月 三重県犯罪被害者等支援条例
- 令和元年12月 三重県犯罪被害者等支援推進計画 第一期（令和2年度～令和5年度）

計画の基本方針

- 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

計画の期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

計画改定の基本的な考え方

現計画の取組成果と課題を検証し、残された課題、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化・社会情勢の変化等をふまえ、有識者・関係機関の意見等を反映し改定

犯罪被害者等の置かれている状況

- 直接的被害…犯罪被害により命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われる等
- 心身の不調…精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、場合によってはPTSDなどの持続的な症状の発症
- 生活上の問題…医療費・弁護士費用などの支出、休職・退職による経済的困窮、自宅を失う等、平穏な日常生活を失う
- 二次被害の問題…周囲の心無い言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関の過剰な取材等により精神的苦痛を受ける

具体的施策（重点施策）

性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化

みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化

- 被害の潜在化を防ぐための広報活動の強化
- PTSD治療に精通した精神科を含めた医療機関との連携、支援内容の充実

学校現場における犯罪被害への対応力の強化

- 子どもの性犯罪・性暴力被害発生時の対応力及び被害の潜在化を防ぐための対応力向上と連携強化

総合的な支援体制の強化

県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化

- 関係機関相互の連携による県全体で支援を提供できる体制づくり
- 市町の支援内容の充実

犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実

- 支援従事者の対応力向上に向けた研修会の実施

県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化

「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施 SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化

- 啓発週間による集中したイベント開催・街頭啓発と、あらゆる機会をとらえ、さまざまな媒体を活用した広報啓発の実施

犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施

- 学校・事業者等幅広い層に対して、犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止への理解の促進

数値目標

重点取組	目標項目	現状値	目標値
性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化について	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2,554人	延べ4,100人
総合的な支援体制の強化について	犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	21市町	29市町
県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化について	「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度	83%	100%

6 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」最終案について

1 検討状況

岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」という。）の連携協力により、伊勢湾流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策を推進するため、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」（以下「計画」という。）の策定を進めています。

三県が同時期に実施したパブリックコメントで寄せられた意見や、令和5年8月及び令和6年1月に開催した各県の海岸漂着物対策推進協議会での検討をふまえ、最終案を取りまとめました。

2 「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」最終案の概要

概要は「別紙」のとおり、詳細については「別冊6」のとおりです。

（計画期間：令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間）

3 本県のパブリックコメントの状況

令和5年11月22日から令和5年12月21日までパブリックコメントを実施したところ、43件（23名）の意見が寄せられ、次のとおり対応しました。

（対応状況）

対応区分	内容	件数
①	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	6
②	意見や提案内容が既に反映されているもの	3
③	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	31
④	反映が難しいもの	3

（主なご意見と対応状況）

番号	項目	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
1	マイクロプラスチック	環境学習に参加された方々は、日常生活の中から流れ出ているマイクロプラスチックについて殆ど知りません。マイクロプラスチック対策の啓発を積極的に行ってください。	①	ご意見を受け、マイクロプラスチックの現状について記載を加えます。（P12※）
2	多様な主体間の連携の確保	ボランティア団体としてどう動いてほしいのか明確になっていないので教えてほしい。	①	ご意見を受け、県民・民間団体の役割について記載を加えます。（P32）

※別冊6のページ番号。以降同じ。

番号	項目	ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
3	調査、発生抑制対策	今回の広域計画で各地域での漂着ゴミのデータ取り等どのように進めていくのか。 データ取りが出来たとして発生源の抑制をどのように対策するのか。	②	本計画では、環境省の調査ガイドラインを活用すること等により、調査手法やデータの集計・表示方法を統一化し、調査を実施することとあわせて、三県は、調査結果を活用し、プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を、伊勢湾流域圏の県民や事業者等に呼びかけていくこととしています。 (P29, 30)
4	調査、発生抑制対策	子供たちにも海洋ごみ問題を知ってもらうために、環境教育面でも広域で連携してはどうか。	③	具体的な取組に関するご意見については、三県及び名古屋市で構成する海洋ごみ対策検討会等で共有し、多様な主体との発生抑制対策の検討に活用させていただきます。
5	調査、発生抑制対策	三県の活動に一体感を持たせるため、各県の事業や印刷物、ホームページの目立つ場所に「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」の統一マークを使用してはどうか。		

4 各県の海岸漂着物対策協議会の状況

令和5年8月及び令和6年1月に開催した各県の海岸漂着物対策協議会において委員から意見があり、次のとおり対応しました。

(主なご意見と対応状況)

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	共通理念	人工ごみの発生域は主に都市であるため、その観点をふまえ、共通理念を表すスローガンを検討してほしい。	ご意見を受け、海洋ごみは私たちの生活や事業活動から発生しているという観点をふまえ、スローガンとして「私たちの暮らしと海とのつながりを大切に」に変更しました。(P26)
2	進捗管理	計画期間を設定した方が良いのではないかと。	計画期間を2024年度から2033年度の10年間としました。(P33)

5 今後の方針

「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、伊勢湾全体の景観や海洋環境の保全を図るため、三県及び関係主体が連携し、伊勢湾流域圏での海洋ごみ対策を推進します。

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景及び目的

- 国内及び世界での動き
 - 海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)は、世界規模の問題であり、国内外で対策が進められている。
- 伊勢湾における海洋ごみ問題
 - 伊勢湾は、広い流域面積を有する閉鎖性の内湾であることから、流域で発生したごみが河川等を通じて湾内に流出し、湾内や湾口の海岸に漂着しやすい地理的環境にある。
 - 大雨や台風の際には、回収が困難なほど海岸に漂着する場合がある。



海岸に漂着したプラスチックごみ



大雨後に港で回収された流木

流域圏での海洋ごみ対策の推進により、伊勢湾の良好な景観や海洋環境の保全を図ることを目的に、岐阜県・愛知県・三重県が共同で本計画を策定

計画の位置づけ



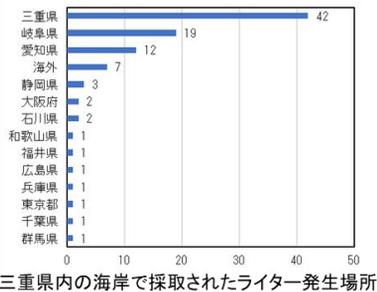
- 海岸漂着物処理推進法※に基づく。
- 伊勢湾流域圏の三県が連携協力することで、各県単独では実施することが困難な“流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策”を推進する。

※「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(2009年7月施行, 2018年6月改正)

第2章 伊勢湾流域圏の現状

海洋ごみの現状・発生状況

- 伊勢湾の漂着ごみ及び海底ごみは、流木や灌木等の自然物が重量で大半を占めていた。
- 漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみのうち人工物には、生活や、漁業・農業等の事業活動から排出されたごみが含まれていた。
- 伊勢湾の海洋ごみの多くは、伊勢湾流域圏から流出していると推定された。



海洋ごみ問題に係るアンケート調査

- 河川や海岸のごみに関する普及啓発が環境問題の意識醸成や行動の実践に及ぼす効果について調査したところ、約75%の人が関心が高まり、約56%の人がプラスチック利用削減などの行動を実践したと回答があった。

海洋ごみ対策の現状

- 愛知県と三重県では、漂着ごみ等の回収・処理を継続して実施している。
- 三県それぞれで普及啓発活動を実施し、発生抑制対策に取り組んでいる。
- 三県及び名古屋市で構成する海洋ごみ対策検討会※では、広域連携による発生抑制対策に取り組んでいる。

※2012年4月に海岸漂着物対策検討会として発足し、2024年2月に名称を変更した。



愛知県 環境学習プログラム



三重県 普及啓発動画『アナタカモ!』



岐阜県 清掃活動ウェブページ

三県における発生抑制対策例

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(最終案) 概要版 (2/2)

第3章 共通理念及び基本方針

流域圏の共通理念

私たちの暮らしと海とのつながりを大切に
 内陸地域から沿岸地域までの多様な主体がそれぞれの
 役割を果たしながら相互に連携し、流域圏の各主体が
 一体となって伊勢湾の海洋ごみ対策を実施

美しく健全で活力ある伊勢湾の再生

取組の基本方針



調査・研究による
実態把握



発生抑制
対策の推進



多様な主体間の
連携の確保

第4章 広域連携による海洋ごみ対策

海洋ごみ対策を重点的に推進する区域

- ▶ 海岸漂着物処理推進法に基づく重点区域は、広域的な発生抑制対策を推進するための地域として、三県の伊勢湾流域全域と定める。

調査・研究による実態把握

- ▶ 環境省の調査ガイドラインを活用すること等により、調査手法やデータの集計・表示方法を統一したうえで、海洋ごみの実態把握調査を実施する。
- ▶ 三県が連携して調査結果の評価や発生抑制対策の効果検証等を実施することで実態把握に努めるとともに、各県の発生抑制対策や回収・処理などの対策にフィードバックする。
- ▶ 調査結果等に関する情報は、さまざまな情報媒体を活用して発信することで、現状と課題について流域圏の各主体が理解を深め、共通認識を持つ機会を提供する。



漂着ごみの調査

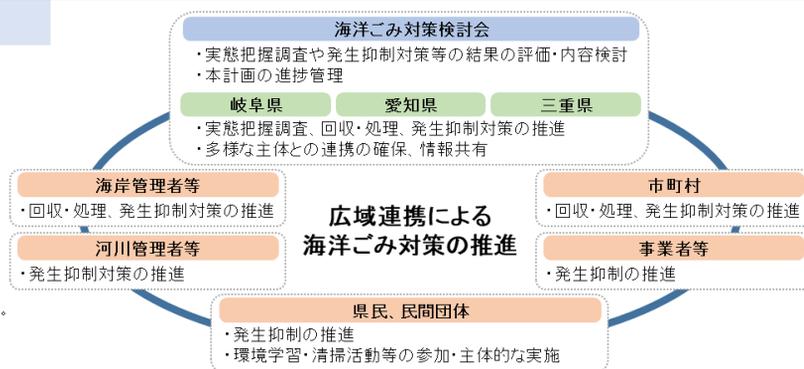
発生抑制対策の推進

- 広域的な普及啓発事業の実施
 - ▶ 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」では、流域圏のさまざまな場所で行われている清掃活動の情報(回収したごみの量や内訳等)を取りまとめ、清掃活動の様子や結果を発信する。加えて、三県の県民を対象とした交流会を開催し、県境を越えて広域的に連携する体制の構築に努める。
 - ▶ 民間団体等が多様な主体と連携して取り組む活動を、取組のモデルとして取り上げ発信することで、広域連携による活動の活性化と水平展開につなげる。
 - ▶ 普及啓発活動の情報は、ウェブサイト等を活用し発信することで、社会にフィードバックする。
- 特定のごみ等を対象とした流域圏での対策
 - ▶ プラスチック類等の特定のごみ等を対象とする対策を流域圏の県民や事業者等に呼びかけ、海洋ごみの発生抑制に向けた行動を積極的に実施するよう促す。

多様な主体間の連携の確保

- ▶ 多様な主体が県境を越えて連携する体制を構築する。
- ▶ 海洋ごみ対策検討会※は、実態把握調査や発生抑制対策の結果を評価し、必要な対策を検討する。
- ▶ 三県は、各県の海岸漂着物対策推進協議会を活用するなど、県内の多様な主体間の連携を確保する。

※三県及び名古屋市の担当部局によって構成する組織。
 2012年4月に海岸漂着物対策検討会として発足し、
 2024年2月に名称を変更した。



計画の進捗管理

- ▶ 海洋ごみ対策検討会にて本計画の進捗を管理し、広域連携による海洋ごみ対策を推進する。
- ▶ 計画期間は2024年度から2033年度の10年間とする。

7 各種審議会等の審議状況について

(令和5年11月22日～令和6年2月18日)

1 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和5年11月29日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	「三重県文化振興計画(仮称)」の素案について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日： 令和6年2月22日

2 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和5年12月20日
3 委員	会 長 田中 亜紀子 会長代理 小林 慶太郎 上野 尚子 他17名
4 諮問事項	三重県人権施策基本方針の改定について
5 調査審議結果	(1) 「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」最終案について審議を行い、「了承する」と答申された。 (2) 「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」最終案について、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日： 令和6年8月頃

3 三重県差別解消調整委員会

1 審議会等の名称	三重県差別解消調整委員会
2 開催年月日	令和6年2月6日
3 委員	委員長 田中 亜紀子 委員 田島 正広 松井 真理子 他4名
4 諮問事項	不動産売買にかかる土地差別事案について
5 調査審議結果	不動産売買にかかる土地差別事案について、調査審議が行われた。
6 備考	次回開催日： 未定

4 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和5年11月24日 (第2部会) (2) 令和5年11月28日 (第1部会) (3) 令和5年11月29日 (第3部会) (4) 令和6年2月2日 (全体会)
3 委員	(1) 第1部会 部会長 山下 純生 副部会長 菅生 としこ 委 員 小林 陽子 他3名 (2) 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委 員 赤坂 知之 他4名 (3) 第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 山口 颯一 委 員 大西 晶 他2名 (4) 全体会 会 長 三田 泰雅 副会長 大平 肇子 委 員 赤坂 知之 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況について、令和5年度中間評価案の審議を行った。
6 備考	次回開催日： 未定

5 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

1 審議会等の名称	三重県指定特定非営利活動法人審査委員会
2 開催年月日	令和6年2月6日
3 委員	委員長 洪 性旭 副委員長 妹尾 成幸 委員 黒田 朱里 他2名
4 諮問事項	指定特定非営利活動法人の指定の更新について
5 調査審議結果	指定の更新1件の申出について審議され、「指定の基準に適合すると認めるのが相当である」と答申された。
6 備考	次回開催日： 未定

6 三重県環境影響評価委員会小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会小委員会（木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書）
2 開催年月日	令和5年11月24日（現地調査、第2回小委員会）
3 委員	小委員会委員長 塚田 森生 他9名
4 諮問事項	木曾岬干拓地整備事業（第2期）環境影響評価準備書について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、現地調査と審議を行った。小委員会の審議結果については、三重県環境影響評価委員会の審議結果として、令和5年12月27日付けで答申が決定された。
6 備考	次回開催日： なし